

健康横浜21推進会議委員名簿

任期:令和5年3月31日まで

(五十音順・敬称略)

	役職	氏名	職名	
1	会長	渡邊 豊彦	横浜市医師会 常任理事	
2	副会長	荒木田 美香子	川崎市立看護短期大学 教授	
3	副会長	松谷 英司	横浜市食品衛生協会 副会長	
4		遊馬 秀樹	(株)テレビ神奈川 営業本部 事業推進室長 兼 事業推進部長	
5		大宮 淳	健康保険組合連合会神奈川連合会 事務局長	
6		金子 規子	横浜市スポーツ協会 地域スポーツ振興部 担当課長	
7		河野 治子	横浜南労働基準監督署 署長	新任
8		佐藤 信二	横浜市歯科医師会 常務理事	
9		瀬戸 卓	横浜市薬剤師会 常務理事	
10		高塚 秀男	神奈川県国民健康保険団体連合会 企画事業部長	新任
11		田中 伸一	横浜市保健活動推進委員会 会長	
12		田中 正行	全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部長	
13		中沢 明紀	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 会長	
14		七海 雷児	横浜市PTA連絡協議会 副会長	
15		西田 悦子	JA横浜 組織部 組織生活課 課長	
16		長谷川 由希	(株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局広告部 課長	
17		前橋 寛	相鉄ローゼン(株)総務人事部マネージャー	
18		守分 光代	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長	
19		山本 妙子	神奈川県栄養士会 副会長	
20		渡辺 哲	神奈川産業保健総合支援センター 所長	

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年度受動喫煙防止対策検討会(部会)について(報告)

1 趣旨

本市では、第2期健康横浜21(健康増進計画)に基づき、受動喫煙防止対策に取り組んでいます。

今後の本市における受動喫煙防止対策の取組を専門的見地から検討するため、健康横浜21推進会議の部会として、平成30年度より受動喫煙防止対策検討会を設置しました。

これまでの検討経過を踏まえ、受動喫煙防止対策の取組方針について取りまとめましたので報告します。

2 検討会の実施状況

(1) 検討会メンバー

受動喫煙防止対策検討会委員 10名<資料3-1参照>

(2) 開催日と議題内容

日程		議題内容等
第4回	令和元年 5月13日(月)	(1) 横浜市受動喫煙防止対策の取組 (2) 関係団体ヒアリング結果 (3) 関係団体ヒアリング結果等を踏まえた意見交換
第5回	令和2年 2月18日(火)	(1) 受動喫煙防止対策の取組について (2) 横浜市受動喫煙防止対策の取組方針について (3) 取組方針を踏まえた意見交換

3 議論した内容について

(1) 第4回検討会(令和元年度第1回)

関係団体へのヒアリング結果を踏まえ、基本的な方針について議論をしました。

主な意見等	
方針についての主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・行政として教育機関の禁煙化の後押しができるという。 ・明確にそのお店が禁煙か喫煙できるのか、喫煙可だから20歳未満は入れないといったことがわかるように、選べるようにすればよい。 ・公園の遊具等の周囲は、市の独自の取組の方向性案は喫煙者に配慮を求めるとなっている。遊具の周辺以外にも範囲を広げ、配慮してもらうことができるのではないかと。 ・今後の方向性として、「喫煙者に配慮を求める」は「喫煙者に対応を求める」のほうがよいのではないかと。

(2) 第5回検討会(令和元年度第2回)

これまでの議論を基に策定した受動喫煙防止対策 取組方針(案)<資料3-2参照>を基に議論をしました。

主な意見	
取組方針全体について	<ul style="list-style-type: none"> ・取組方針には、横浜市の取組だけではなく、市民全体で取り組んでいくというニュアンスがあるという。市だけが責任を負うわけではない。自治会、飲食店、学校、施設管理者等みんなで盛り上げていくべき、社会みんなでやっていく、未来の横浜を作っていこうという感じがあるという。 ・今回の案は、子どもに視点をあてているという点では独自性があっていいと思うが、これはあくまでも受動喫煙を防止するための取組の一部ではないかと。喫煙者に向けてのメッセージがない。

4 方針への反映

市民全体で取り組んでいくことの内容について

5 参考資料

- (1) 受動喫煙防止対策検討会 委員名簿【資料3-1】
- (2) 受動喫煙防止対策取組方針（案）【資料3-2】

受動喫煙防止対策検討会(部会)委員名簿

資料 3 - 1

敬称略

	氏名	ふりがな	所属・補職名	健康横浜21 推進会議	分野
1	渡辺 豊彦	わたなべ とよひこ	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	委員	医療関係
2	佐藤 信二	さとう しんじ	一般社団法人 横浜市歯科医師会 常務理事	委員	
3	瀬戸 卓	せと たかし	一般社団法人 横浜市薬剤師会 常務理事	委員	
4	中沢 明紀	なかざわ あきのり	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 会長	委員	
5	曾根 智史	そね ともふみ	国立保健医療科学院 次長	臨時委員	
6	七海 雷児	ななうみ らいじ	横浜市PTA連絡協議会 副会長	委員	こども関係
7	横田 美和子	よこた みわこ	よこはま一人子育てフォーラム	臨時委員	
8	松谷 英司	まつたに えいじ	一般社団法人 横浜市食品衛生協会 副会長	委員	飲食店・事業所・ 事業者関係
9	川北 彰子	かわきた あきこ	公益財団法人 横浜企業経営支援財団 マネジャー(経営支援担当部長)	臨時委員	
10	丸田 昭二	まるた しょうじ	神奈川県たばこ商業協同組合連合会 事務局長	臨時委員	

横浜市の受動喫煙防止対策の取組方針（案）

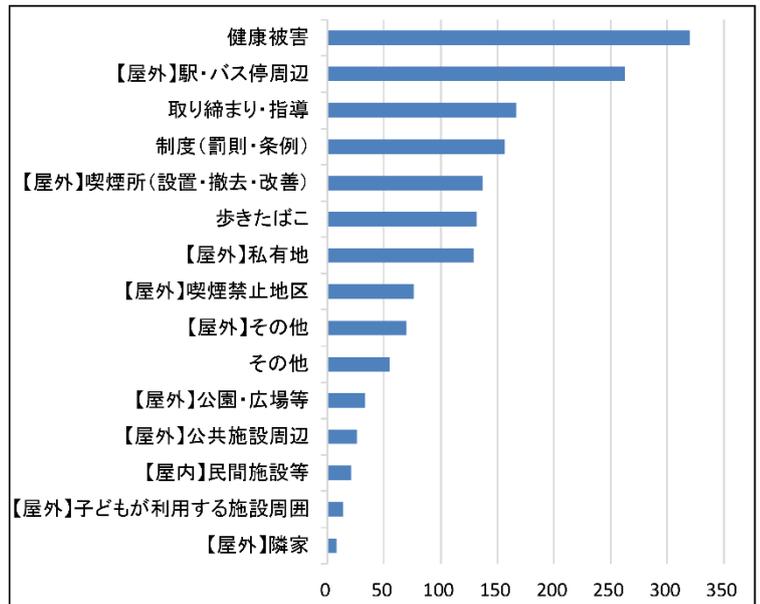
1 策定の趣旨及び位置づけ

取組方針は、改正健康増進法の趣旨に則り、「望まない受動喫煙をなくす」という社会全体の目標に向けて、横浜市民の健康増進と健康で快適な生活の維持に寄与することを目的に、本市が強化して行う取組の方向性を 市民や事業者と共有するため に策定するものです。

2 策定の背景（受動喫煙の状況）

(1) 市内民間施設の受動喫煙防止対策実態調査 (3) 広聴（平成 28～令和元年度合計）

施設種別	平成 23 年度	平成 30 年度
全体	35.4%	69.3%
飲食店	7.2%	46.8%
小売店	50.0%	90.1%
ホテル・旅館	20.8%	52.2%
学校	66.7%	97.3%



(2) e-アンケート実施結果(令和元年 9 月実施)

	受動喫煙が気になる場所
1 位	喫煙所・喫煙コーナーの周辺等 63.2%
2 位	居酒屋以外の飲食店 59.4%
3 位	道路 58.4%

3 現状を踏まえた取組の方向性

飲食店等における受動喫煙の機会を有する者の割合は減少し、特に店舗等の施設 屋内での対策は、進んできています。一方、本市への要望の内容は、喫煙者のマナー（法でいう配慮義務※）に関するものが多くなっており、屋外であっても通学路や公園の遊具周囲等、特に、子どもたちが自分で避けることができない場所においては、取組を進めていく必要があります。

4 取組方針の基本的な考え方

(1) 本市が所管する施設の対策

主に子どもが利用する市の施設、及び子どもを含む多くの市民が利用する施設について、原則として喫煙場所を設けないなど、受動喫煙防止の対策を強化していきます。

(2) 屋外施設における対策

子どもが多く利用する公園の遊具等の周囲や学校、保育所等に接する道路において、喫煙をしないように努めるなど、喫煙者に配慮を求めます。

(3) 民間施設等における対策

子どもや患者等が多く利用する民間施設に受動喫煙防止の強化の取組に協力を依頼していきます。

(4) 家庭等における対策

家庭における受動喫煙の害について、特に子育て世代を対象に、保健医療関係団体や地域人材等と連携し、積極的に啓発を進めていきます。

5 子どもを受動喫煙から守るための対策

施設等分類の考え方（公的な施設）		対応
子どもが利用する施設（教育施設・児童福祉施設）		敷地内・屋内共に禁煙（喫煙場所なし）
子どもを含む多くの市民が利用する施設	保健福祉活動場所	敷地内・屋内共に禁煙（喫煙場所なし）
	上記外の市民利用施設	敷地内・屋内共に禁煙（屋外喫煙場所可）
子どもが主として利用する野外施設（公園内施設等）		屋内禁煙（喫煙室なし） 屋外は喫煙場所を所定の場所に定める等、喫煙時周囲に配慮するよう求める
屋外		対応
子どもがいる周囲	公園遊具等周囲 子どもが利用する施設 周囲 学校周囲等の道路	喫煙者に配慮を求める

民間施設は、上記に準じて対応できるよう協力を依頼していく。

6 今後のスケジュール（予定）

【全体の流れ】

	令和元年度	令和2年度
スケジュール	改正法一部施行	4月1日～全面施行
改正法に向けた動き	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">全面施行に向けた準備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">行政機関・施設（第二種対応準備）</div>	法対応 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市所管の子どもが利用する施設の建物内禁煙化（取組方針に基づく対策）</div>
市の取組方針	庁内会議・部会 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">取組方針検討・調整等</div>	健康横浜 21 推進会議 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">取組方針の公表、施策の推進（ステッカー貼付、公園・駅前等の対策）</div>
対外調整		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">民間施設等への協力依頼</div>

【参考】

※配慮義務（新法第 27 条第 1 項関係）

特定施設等（第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設並びに旅客運送事業自動車等（旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の喫煙禁止場所以外の場所であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外の場所を含む。）については、当該場所の利用者の望まない受動喫煙を防ぐという改正法の目的に鑑み、特定施設等と同様に受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また、喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じさせることがないよう周囲の状況に特に配慮しなければならないこと。

令和元年度歯科口腔保健推進検討部会について（報告）

1 趣旨

本部会は、平成 31 年 4 月 1 日に施行された「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、今後の本市における歯科口腔保健の推進に関する取組を専門的な見地から検討するため、健康横浜 2 1 推進会議の部会として設置しました。

歯科口腔保健の推進に関する計画策定に向け検討を行いましたので、経過を報告します。

2 検討部会の実施状況

(1) 検討部会メンバー

歯科口腔保健推進検討部会委員 14 名（資料 4 - 1 参照）

(2) 開催日と議題内容

日程		議題内容等
第 1 回	令和元年 10 月 17 日（木）	1 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例について 2 本市の歯科口腔保健施策の現状について 3 各機関や団体が抱える課題について
第 2 回	令和 2 年 1 月 29 日（水）	1 歯科口腔保健推進計画骨子（案）について

3 議論した内容について

(1) 第 1 回検討部会

横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例の概要と本市の歯科口腔保健の状況について説明し、現状の取組や各機関や団体が抱える課題等について検討を行いました。

主な意見等	
各世代・対象像別	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園では年 2 回の歯科健診が義務付けられたが、健診結果を伝えた後は家庭任せになっている。 ・小学校までに家庭で咀嚼力などを十分に身に付けていない子どももおり、個別に対策ができると良い。 ・高齢者には定期的に受診することの必要性をわかりやすくデータで伝えていく必要がある。 ・在宅高齢者については、口腔機能の衰えや薬剤による口の乾燥などの問題がある。 ・在宅の障害者はなかなか実態が把握されていないので、ニーズ調査をしてほしい。
との連携 の連携 策	<ul style="list-style-type: none"> ・歯や口だけの問題ではなく、他の分野と関係が深いことも多い。それぞれのライフステージに関わる関係機関と連携して進めていく必要がある。計画では、どこも連携して何を進めていくのかわかると良い。 ・糖尿病患者の健康寿命を延ばしていくためには、歯科口腔保健が欠かせないため、歯周病の医科・歯科連携を進めたい。
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・食や栄養の大切さに関しても一緒に伝えていけると良い。 ・若い世代はスマートフォンで情報を入手する時代なので周知方法に工夫が必要。

(2) 第2回検討部会

歯科口腔保健推進計画の骨子案の策定に向け、計画の目標、ライフステージや対象像別の取組、強化・連携する取組について検討を行いました。

主な意見	
各世代・対象像別	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市为学校保健では食育や生活習慣病、歯科予防などについて学習指導要綱に基づき取り組んでいる。外国につながるのお子さん、ADHD や軽度の発達障害のお子さんもノーマライゼーションの観点から、一人ひとりに丁寧な関わりが求められている。 ・地域のイベントなどを見ると家族形態が変わっているのを実感する。高齢者の孤立も心配だが若い世代の孤立という課題も視野に入れながら施策を考えていくと各世代を支えることにつながるのではないか。 ・(一次医療の体制整備について) 障害者歯科に関してはまだまだデータが不足しているというところもある。現状の施設数と必要とする障害児者の数を踏まえて検討していくことが必要。
関連施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・食育や生活習慣病予防との連携など、各ライフステージで重要となる考え方や目標、取組を示せると良い。 ・食育との連携では、栄養学的な視点だけでなく口腔機能の視点も含めていくことが必要。 ・特定健診の情報を計画の中に入れることで、受診率の向上に資するだけでなく、その結果から次の施策の検討等にもつながる。
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアから歯に関する多くの情報が入ってくるが、何が本当に正しい情報なのか受ける側として分からない部分がある。市民がわかりやすいようしっかりとした情報提供ができると良い。 ・歯科口腔保健だけでなく、健康づくりに関して多職種への情報発信・連携という視点も必要。 ・計画の目的は一言で言えば、ヘルスプロモーション。市民が主役であり、自ら能動的に行動に移せるように、本当に求めていることを情報提供していくことが必要。 ・口腔機能の評価は診療報酬上で加算として導入されており、機能評価できる歯科医師とともに歯科衛生士も関与していく必要がある。 ・地域ケアプラザでの体操教室など市民に働きかけ、数値やデータを示しながら納得して取り組んでいただくのが大事。 ・歯科の役割には、歯科疾患を減らすものと、全身の健康の兆候などの早期発見に関するものと二つの見方がある。計画策定に当たってはこの分類・視点も踏まえ整理すると良い。

4 歯科口腔保健推進計画骨子（案）について

歯科口腔保健推進計画骨子（案）（資料4-2、3、4参照）

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年5月	・健康横浜21推進会議に歯科口腔保健推進計画骨子案報告
時期調整中 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康横浜21推進会議に歯科口腔保健推進計画素案報告 ・市民意見募集 ・健康横浜21推進会議に歯科口腔保健推進計画原案報告・計画確定 ・公表及び冊子の配布

※新型コロナウイルス感染症に関する対応等を踏まえ、実施時期は調整してまいります。

6 参考資料

- (1) 歯科口腔保健推進検討部会委員名簿【資料4-1】
- (2) 歯科口腔保健推進計画骨子案の概要について【資料4-2】
- (3) 歯科口腔保健推進計画骨子（案）【資料4-3】
- (4) 歯科口腔保健推進計画の策定に関する基礎資料（案）【資料4-4】

健康横浜21推進会議
歯科口腔保健推進検討部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	職名
1	石黒 梓	鶴見大学短期大学部歯科衛生科 講師
2	川田 剛裕	横浜市医師会 神奈川県内科医学会 糖尿病対策委員会
3	佐藤 信二	横浜市歯科医師会 常務理事
4	塩山 母都子	横浜市東寺尾地域ケアプラザ 所長
5	清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
6	鈴木 裕子	国士館大学文学部教育学科 教授(横浜市学校保健審議会委員)
7	瀬戸 卓	横浜市薬剤師会 常務理事
8	田中 伸一	横浜市保健活動推進委員会 会長
9	藤田 淳志	横浜市私立保育園園長会 理事
10	堀元 隆司	横浜市歯科医師会 副会長
11	守分 光代	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長
12	山本 妙子	神奈川県栄養士会 副会長
13	山本 龍生	神奈川歯科大学 大学院歯学研究科 災害医療・社会歯科学講座 教授
14	渡辺 哲	神奈川県産業保健総合支援センター 所長

計画の目的

市民が生涯にわたって健康を維持し、その人らしくいきいきと暮らしていくために、

- 各ライフステージ・対象像に応じた特性を踏まえた施策の方向性
- 市民、歯科医療等の関係機関・団体と、行政等の役割

を明確にし、市民の歯と口腔の健康づくりを着実に推進する。

計画の位置付け

- 「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」第9条の規定に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する法律」、国が示す「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえて策定
- 市の総合的な健康づくりの指針である「健康横浜21」との一体化を見据えた内容とするとともに、「よこはま保健医療プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「横浜市障害者プラン」など、その他関連計画との整合性を図りながら策定
- より多くの市民や関係者が、歯科口腔保健の重要性を理解できるよう、多様な取組や関係機関・団体の活動と連携して推進

計画期間：令和3年度から令和4年度末まで
令和5年度以降は第3期健康横浜21に一体化

骨子案と考え方

歯科口腔保健の現状と方向性

横浜市の歯科口腔保健の現状

…国が示す「歯科保健の推進に関する基本的事項」を中心に、調査結果等のデータをもとに世代別・対象像別に記載（国、県のデータとも比較）

取組の基本的な方向性

…歯科口腔保健の維持・増進のために世代別・対象像別の課題について取り組む

歯科口腔保健の推進に関する施策

ライフステージ・対象像等に着目した施策

乳幼児期

- むし歯、歯周病予防
- 定期的な歯科検診

学齢期

- 全身の健康と歯科口腔保健の関連性の啓発

成人期

(妊娠期)

等のライフステージ別の
特徴、機関連携を踏まえた
施策・目標

高齢期

障害児・者

- むし歯、歯周病予防
- 当事者・家族やサービス従事者への啓発・指導
- 支援する関係者の良好な連携

要介護高齢者

等、対象像の特性や連携の
視点を踏まえた施策・目標

強化して連携する取組

- 食育の推進、糖尿病等の生活習慣病予防との連携
- 市民への情報提供、関係機関・地域の活動団体との情報共有及び連携
- 喫煙による影響への対策
- 災害に備えた対策

関係者の役割

- 市民の役割
- 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）の役割

- 保健医療等関係者及び事業者（保健、医療、福祉、介護従事者等）の役割
- 保育・教育・企業等事業所・施設の役割
- 地域活動団体等の役割
- 行政の役割

…について、計画推進のために各々求められる主な取組みを記載

計画推進に向けて

計画の推進・評価体制

…健康横浜21推進会議に「横浜市歯科口腔保健推進検討部会」を設置
専門的な見地から施策の評価・検討、進捗管理、健康横浜21推進会議への報告 等の評価体制を記載

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

- (1) 歯周病と全身疾患との関連性や、口腔機能の低下が身体の衰えにつながるなど、歯科口腔保健の維持・増進は健康寿命の延伸、生活の質の向上に寄与することがわかってきた。
- (2) 歯科口腔保健の維持・増進には乳幼児期からの適切な生活習慣や各ライフステージに応じた検診・治療を促す必要がある。
- (3) 市民の中には自ら歯科口腔保健の維持・増進に取り組むことが困難で、周囲の積極的かつ十分な支援が必要な方もおり、総合的な施策の展開が期待されている。
- (4) 歯科口腔保健の維持・増進のためには、市民、関係機関・団体等がその重要性を理解し、情報を共有し、連携して取り組むことが必要である。
- (5) 全身の健康を維持・増進するためには、歯科口腔保健の施策のみを単独で進めるのではなく、保健・医療・福祉、労働衛生、教育、食育など関連分野における施策と連携し、最新の知見に基づいて一体的に進めていく必要がある。

2 目的

市民が生涯にわたって健康を維持し、その人らしくいきいきと暮らしていくために、各ライフステージ・対象像に応じた特性を踏まえた施策の方向性、市民、歯科医療等の関係機関・団体と、行政の役割を明確にし、市民の歯と口腔の健康づくりを着実に推進する。

3 計画の位置づけ

- (1) 「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」第9条の規定に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する法律」、国が示す「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえて策定する。
- (2) 市の総合的な健康づくりの指針である「健康横浜21」との一体化を見据えた内容とするとともに、「よこはま保健医療プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「横浜市障害者プラン」など、その他関連計画との整合性を図りながら策定する。
- (3) また、より多くの市民や関係者が、歯科口腔保健の重要性を理解できるよう、多様な取組や関係機関・団体の活動と連携して推進する必要がある。

4 計画期間

基礎的な計画については、令和3年度から令和4年度末の2年間を期間とし、令和5年度以降は関連分野との総合的な事業展開を図るため、第3期健康横浜21に一体化し、最長で10年間の計画とする。（計画期間中に、中間評価を実施し計画の一部を修正することができるものとする。）

II 歯科口腔保健の現状と方向性

1 横浜市の歯科口腔保健の現状

国が示す「歯科保健の推進に関する基本的事項」を中心に、調査結果等のデータをもとに世代別・対象像別に記載（国、県のデータとも比較）

2 取組の基本的な方向性

歯科口腔保健の維持・増進のために世代別・対象像別の課題について取り組む。

Ⅲ 歯科口腔保健の推進に関する施策（別紙参照）

1 ライフステージ・対象像等に着目した施策

- (1) 乳幼児期
- (2) 学齢期
- (3) 成人期（妊娠期）
- (4) 高齢期
- (5) 障害児・者
- (6) 要介護高齢者（在宅療養者）

2 上記1と連携し、強化して取り組む施策（本市独自の取組）

- (1) 食育の推進及び糖尿病等の生活習慣病予防と連携した取組
- (2) 保育・教育・事業所・施設・団体等との連携、保健・医療・福祉・介護・支援団体等の関係機関、地域の多様な活動団体等と、必要な情報の共有を行い、連携して取り組むこと。
- (3) 喫煙による影響に対する対策
- (4) 災害に備えた対策

3 関係者の役割（詳細な役割については世代別・対象像別に記載する）

- (1) 市民の役割
 - ア 歯科口腔保健に関する理解を深める。
 - イ 歯科健診及び歯科保健指導を活用するなど、自ら歯科口腔保健に取り組む。
- (2) 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）の役割
 - ア 良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導の実施
 - イ 保健医療等関係者との連携
 - ウ 市が実施する施策への協力
- (3) 保健医療等関係者及び事業者（保健、医療、福祉、介護従事者等）の役割
 - ア 日常生活において取組が困難な者への必要な支援の実施
 - イ 歯科医療等関係者との連携
- (4) 保育・教育・企業等事業所・施設
 - ア 所属する市民やその家族等に対し歯科口腔保健に関する理解促進を働きかける
 - イ 所属する市民の歯科口腔保健に係る健康診査・予防・治療の機会確保に努める
- (5) 地域活動団体等
 - ア 行政や関係機関が地域で展開する歯科口腔保健に関する普及啓発事業に参加し理解を深める。
 - イ 地域住民や支援対象者の歯科口腔保健を推進する視点を日常の活動に取り入れる。
- (6) 行政の役割
 - ア 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、運動の促進
 - イ 国、県、歯科医療等関係者及びその他多様な事業者・関係機関・団体等との連携・協力
 - ウ 計画の策定、施策の推進・評価

Ⅳ 計画の推進・評価体制

本計画を推進するため、「健康横浜 21 推進会議」に「横浜市歯科口腔保健推進検討部会」を設置し、専門的な見地から施策の評価・検討、進捗管理を行い、その結果を健康横浜 21 推進会議に報告を行う。

歯科口腔保健推進計画の策定に関する基礎資料(案)

目標		健康寿命の延伸					
		QOLの維持・向上					
		口腔機能の健全な発育・発達		むし歯・歯周病の予防		生涯を通じて食事や会話ができる	
		ライフステージ別				対象像別	
		乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	障害児・者	要介護高齢者(在宅療養者)
特徴	全身	<ul style="list-style-type: none"> 身体が発育が著しい時期 生涯にわたる生活習慣・保健行動の基盤が形成される時期 離乳食が始まり食事の時間を中心にして生活リズムを身に付ける時期 	<ul style="list-style-type: none"> 身体が発育が著しい時期 健康により行動を理解し、その行動を自分から選択できる力を身に付ける時期 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病に注意が必要な時期 就職等ライフスタイルの変化により健康への関心が薄れる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 貧血、妊娠糖尿病、妊娠中毒症など妊娠期特有の健康リスクに注意が必要な時期 胎児が発育する時期 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の重症化など、全身疾患を発症しやすい時期 口腔機能の低下によりフレイルに移行しやすい時期 食の偏りや摂取量が低下する時期 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の特性、個人の特性に応じたケアニーズが高い
	歯科口腔	<ul style="list-style-type: none"> 乳歯が生え、食べる機能を獲得する時期 むし歯になりやすい時期(乳歯) 	<ul style="list-style-type: none"> 乳歯から永久歯に生え変わる時期 むし歯や歯周病の予防に自ら取り組む時期 	<ul style="list-style-type: none"> 仕事、子育て等により、定期的な歯科受診が受けにくくなる時期 歯周病の増加と悪化が進む時期 	<ul style="list-style-type: none"> 女性ホルモンの変化等で口腔内が悪化しやすい時期 胎児の歯が形成される時期 	<ul style="list-style-type: none"> 歯の喪失が進み、口腔機能が低下する時期 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら口腔ケアを行うことが困難なため、むし歯や歯周病のリスクが高い
取組の方向性	市民	<ul style="list-style-type: none"> 適切な歯科口腔ケアの習慣を身に付ける 定期的に歯科検診を受診する 必要に応じてかかりつけ歯科医による予防処置等を受ける むし歯の早期発見早期治療に努める 規則正しい食生活を身に付ける よく噛んで食べる習慣を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な歯科口腔ケアの習慣を身に付ける 定期的に歯科検診を受診する 必要に応じてかかりつけ歯科医による予防処置等を受ける むし歯や歯周病の早期発見早期治療に努める 規則正しい食生活を身に付ける よく噛んで食べる習慣を身に付ける 正しい食を選択する力を身に付ける 喫煙の害に関する知識を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な歯科口腔ケアを実践する 定期的に歯科検診を受診する 必要に応じてかかりつけ歯科医による予防処置等を受ける むし歯や歯周病の早期発見早期治療に努める 生活習慣病の予防及び重症化予防に努める バランスの良い食生活に努める 喫煙の害に関する理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期特有の健康課題の理解に努める 妊婦健診・妊婦歯科健診を受診し健康管理に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な歯科口腔ケアを実践する 定期的に歯科検診を受診する 必要に応じてかかりつけ歯科医による予防処置等を受ける むし歯や歯周病の早期発見早期治療に努める 生活習慣病の予防及び重症化予防に努める バランスの良い食生活に努める 喫煙の害に関する理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ歯科医による定期的な予防処置等を受ける むし歯や歯周病の早期発見早期治療に努める
	関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> 適切な歯科口腔ケアの方法を指導 多数のむし歯がある子と親に対する適切な支援 規則正しい食生活を身に付けるための啓発及び適切な支援 口腔機能や身体機能の発育にあった食生活の推進 食事や間食のとり方の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な歯科口腔ケアの方法を指導 むし歯や歯周病の適切な予防方法を啓発 多数のむし歯がある子と親に対する適切な支援 規則正しい食生活を身に付けるための啓発及び適切な支援 正しい食を選択するための知識に関する啓発 喫煙防止 	<ul style="list-style-type: none"> 全身の健康と歯科口腔保健の関連について啓発 定期的な歯科検診の受診勧奨 規則正しい食生活を継続するための普及啓発及び支援 適切な食生活に関する啓発 禁煙支援 	<ul style="list-style-type: none"> 母子の健康や健全な発育に関する啓発・相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> 全身の健康と歯科口腔保健の関連について啓発 定期的な歯科検診の受診勧奨 規則正しい食生活を継続するための普及啓発及び支援 全身的な健康管理への対応 独居の方の健康管理への対応 禁煙支援 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者、家族、サービス従事者への適切な歯科口腔ケアの啓発・指導 対象に合った食事を摂取するための支援 支援する関係者や、かかりつけ医と高度治療を担う医師の良好な連携を維持

		ライフステージ別				対象像別	
		乳幼児期	学齢期	成人期 妊娠期	高齢期	障害児・者	要介護高齢者 (在宅療養者)
主な連携先 (機関・団体等)	主な相談・支援 機関及び団体	地域子育て支援拠点		地域子育て支援拠点	地域包括支援センター	基幹相談支援センター 地域療育センター 精神障害者生活支援センター 障害児者サービス事業所 障害者団体、ボランティア団体	地域包括支援センター 介護サービス事業所
	地域活動団体（保健活動推進員・ヘルスマイトなど）						
	地域ケアプラザ						
主な 所属 場所	保育園・幼稚園	小・中・高校・専門学校・大学		企業		小中学校（個別支援学級） 特別支援学校 地域活動支援センター（作業所）	
	家庭・入居施設・入所施設						
	地域						
医療機関	歯科医療機関・医療機関・薬局（医師会・歯科医師会・薬剤師会）						
強化して連携する取組	食育推進	規則的な食事など望ましい食習慣の形成	咀嚼・嚥下機能の程度に合わせた食事				
	生涯を通じた食への関心の啓発						
	栄養バランスの良い食生活の推進（3食食べる、主食・主菜・副菜そろえて食べる）						
	よく噛んで食べることの啓発						
	生活習慣病 対策	食べる機能の発育・発達に関する啓発	口腔機能の維持向上に関する啓発（オーラルフレイル対策等）				
		ライフステージ等に合わせた取組に関する普及啓発（紙媒体、HP、SNSなど）					
		生活習慣病の早期発見・重症化予防（歯科検診、がん検診、特定健診の受診勧奨）					
喫煙対策	喫煙・受動喫煙による健康影響の啓発＋禁煙支援						
災害への 備え	災害時の口腔ケアの重要性・方法や備えについて啓発						
情報提供	主な連携先との適切な情報共有						
行動目標	口から食べるを維持する						
	しっかり噛んで食後は歯磨き						
	定期的に歯のチェック						

第3期健康横浜21の方向性について

1 趣旨

本市では、平成13年度から市民の健康づくりの指針として市町村健康増進計画である「健康横浜21」を策定し、推進しています。

市民の健康寿命の更なる延伸を目指し、令和5年度から始まる「第3期健康横浜21」の策定にあたり、これまで別に策定していた「食育推進計画」と「歯科口腔保健の推進に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、令和2年度新たに策定する「歯科口腔保健推進計画（以下「歯科口腔保健計画」という。）」を一体化し、総合的な市民の健康づくりの施策として、推進していきます。

2 策定に向けた考え方

(1) 方向性

健康寿命の更なる延伸を目指すには、市民の生活習慣に着目した健康横浜21の取組に加え、食環境づくりを進める「食育」の取組や全身の健康に関わるオーラルフレイル対策など歯科口腔保健の施策を一体的に進めていくことが必要です。

また、歯科保健医療関係者や食関連の企業団体を含めた様々な領域にわたる関係者と市民が方向性を共有し、統一の目標に基づき総合的に取り組んでいくことで、これまで以上に一体的に推進することが可能となります。

そこで、第3期健康横浜21は食育推進計画と歯科口腔保健計画を一体化し、総合的な健康増進計画とします。

(2) 一体化の進め方

ア 食育推進計画

第3期健康横浜21策定の際に一体化するため、現行の第2期食育推進計画を2年間延長し、令和4年度末までとします。

イ 歯科口腔保健計画

平成31年4月1日に施行された条例を推進するため、現行の取組に加え、新たに障害児・者の歯科口腔保健の推進等を盛り込んだ計画を策定します。また、令和5年度から第3期健康横浜21に一体化します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年度 健康に関する市民意識調査実施、歯科口腔保健計画策定

令和3年度 第2期健康横浜21及び食育推進計画最終評価

令和4年度 第3期健康横浜21策定（食育推進計画、歯科口腔保健計画を一体化して策定）

計画名	令和元年度	令和2年度	～	令和5～14年度
健康横浜21			市民意識調査	【一体化】 第3期健康横浜21
食育推進計画				
歯科口腔保健計画		計画策定		

<健康に関する市民意識調査>

(1) 実施時期：令和2年度実施予定

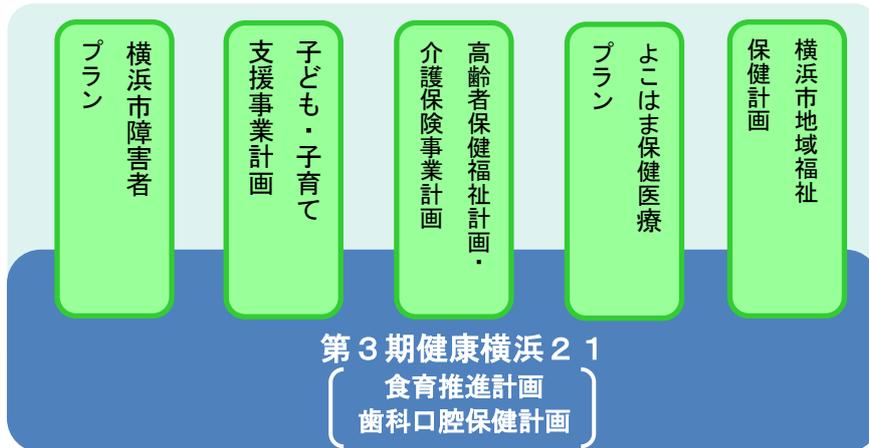
(スケジュールは新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて慎重に検討)

(2) 調査概要：食生活、運動習慣、たばこ、受動喫煙、飲酒、食育、歯科口腔保健等に関する項目を加え50項目程度の質問とします。

(3) 調査対象：横浜市に居住している20～69歳までの方を対象に調査を実施します。

30,000人インターネット調査(20～59歳)・2,700人郵送調査(60～69歳)

<第3期健康横浜21と健康福祉に関する主な分野別計画との関係イメージ>



○健康横浜21は、各分野別計画における、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の健康増進に関する内容を横断的にとりまとめています。